処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第10条の8第3項

処 分 の 概 要:猟銃等保管業者の業務の廃止命令及び停止命令

原 権 者:大分県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項及び同条第2項において準用する第9条の7第3項並びに第10条の8第3項(猟銃又は空気銃の保管の委託)

処 分 基 準:

猟銃等保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第2項において準用する第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。

問 合 せ 先:大分県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話097-536-2131) 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課

備 考: